

第 1 4 回川越市総合計画審議会次第

日 時：平成 1 7 年 8 月 3 1 日（水）
午後 2 時から

場 所：川越市庁舎 7 階第 1 委員会室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告

4 議事

(1) 第三次川越市総合計画原案の全体審議について
基本構想及び基本計画における主な論点の整理
答申に向けた意見集約

(2) その他
答申書（案）の構成について
計画の愛称について
次回の会議日程について
答申書の提出について

5 副会長あいさつ

6 閉 会

様式

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 4 回 川 越 市 総 合 計 画 審 議 会
開 催 日 時	平成 1 7 年 8 月 3 1 日 (水) 午後 2 時 0 0 分 開 会 ・ 午後 4 時 5 分 閉 会
開 催 場 所	川 越 市 庁 舎 7 階 第 1 委 員 会 室
議 長 (委 員 長 ・ 会 長) 氏 名	大 橋 豊 彦 委 員
出 席 者 (委 員) 氏 名 (人 数)	審 議 会 委 員 : 別 紙 の 委 員 出 席 者 名 簿 の と お り (2 3 名) 市 職 員 : 別 紙 の 出 席 職 員 名 簿 の と お り (1 7 名)
欠 席 者 (委 員) 氏 名 (人 数)	小 瀬 博 之 委 員、鈴 木 守 人 委 員、片 野 広 隆 委 員 (注)、松 岡 秀 仁 委 員、加 古 勉 委 員、松 本 弥 生 委 員、吉 本 國 春 委 員 (注) (7 名)
事 務 局 職 員 職 氏 名	川 越 市 市 長 室 政 策 企 画 課 課 長 西 川 利 雄 主 幹 渋谷 不二雄 主 査 小林 初 代 主 査 大 岡 敦 主 任 箕 輪 信 一 郎 副 主 任 今 野 秀 則 副 主 任 野 口 暁 則 副 主 任 橋 本 充 史
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会 長 あ い さ つ 3 報 告 4 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 三 次 川 越 市 総 合 計 画 原 案 の 全 体 審 議 に つ い て 基本 構 想 及 び 基 本 計 画 に お け る 主 な 論 点 の 整 理 答 申 に 向 け た 意 見 集 約 (2) そ の 他 答 申 書 (案) の 構 成 に つ い て 計 画 の 愛 称 に つ い て 次 回 の 会 議 日 程 に つ い て 答 申 書 の 提 出 に つ い て 5 副 会 長 あ い さ つ 6 閉 会

配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 第13回川越市総合計画審議会会議録 ・ 第13回会議での意見集 ・ 意見の集約案 ・ 答申書(案)の構成について ・ 総合計画審議会の開催予定 ・ 矢澤委員からの提出資料 ・ 計画の愛称への意見シート
------	--

(注)はホームページ上、一部表記できない委員名です。関連情報「ホームページと異なる委員名」をご覧ください。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	<p>開 会 午後 2 時 0 0 分</p> <p>1 開 会 (司 会 : 市 長 室 長)</p> <p>2 会 長 あ い さ つ</p> <p>傍 聴 希 望 者 (4 名) 及 び 川 越 ケーブルテレビの取材について 協 議 し、出 席 委 員 の 了 解 を 得 る。</p>
事務局	<p>3 報 告</p> <p>今 回 の 会 議 資 料 の 確 認 と 第 1 3 回 川 越 市 総 合 計 画 審 議 会 の 会 議 について 概 要 を 説 明。</p>
市	<p>4 議 事</p> <p>(1) 第 三 次 川 越 市 総 合 計 画 原 案 の 全 体 審 議 について</p> <p>「 基 本 構 想 及 び 基 本 計 画 に お け る 主 な 論 点 の 整 理 」 及 び</p> <p>「 答 申 に 向 け た 意 見 集 約 (基 本 構 想) 」</p> <p>こ れ ま で の 審 議 に お い て 「 基 本 構 想 」、 「 基 本 計 画 」 ご と に 委 員 の 発 言 内 容 を 「 主 な 論 点 」 と し て 取 り ま と め た。</p> <p>こ の 「 主 な 論 点 」 を 元 に 答 申 に 向 け て 意 見 を 集 約 し た も の が 「 意 見 の 集 約 案 」 で あ る。 「 主 な 論 点 」 を 参 考 と し つ つ、 答 申 に 向 け た 取 り ま と め の 審 議 を 「 意 見 の 集 約 案 」 に よ り 行 う こ と と す る。</p> <p>事 務 局 よ り 『 意 見 の 集 約 案 』 の 基 本 構 想 部 分 について 概 要 説 明 を 行 う。</p>

<p>委員</p>	<p>【主な意見】</p> <p>川越市のまちづくりの課題の中では、川を隔てた地域のことにも触れてほしい。江戸時代からつながっている橋はある。昭和30年の合併以後、橋の建て替えはあるけれども、新たに橋や道路が整備されていない。入間川の西側には85,000人が住んでいる。広域連携として坂戸市や鶴ヶ島市などとを結ぶ交通への配慮が足りない。今後10年間を総合計画において展望するとき、このような視点を触れておく必要があるのではないか。入間川に架かる橋のあり方や交通網の充実について今度の総合計画に盛り込めるのではないかと。</p>
<p>委員 市</p>	<p>今回の総合計画には川越市の均衡ある発展を目指すような記述はあるのか。</p> <p>・他都市との連携に関しては、基本構想の「土地利用構想」(原案19ページ)において「近隣の地域が相互に円滑に交流できるよう有機的な連携を図る」という記述があるが、審議会の意見によっては記述の検討を加える必要もあるかと思う。</p> <p>また、将来都市構造図においても、「都心核」と周辺地域とを結ぶネットワーク軸を構成して一体的な都市構造を構築する視点で記述をしている。</p>
<p>委員</p>	<p>原案19ページの「地域核の形成」において「新しい地域核の形成については、市民生活や環境に及ぼす影響を十分に考慮し、均衡ある市の発展のため、積極的に推進します」という表現があるが、もう少し強調すべきであるということか。</p>

委員	<p>原案 19 ページの記述は第二次川越市総合計画とほとんど同じ内容となっている。それでは十分でないと思う。今後 10 年を展望するのであるから、入間川の西側をこのようにしていくという具体的な記述が必要ではないか。</p>
市	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用構想においては、道路や橋梁の整備などの具体的な表現はしていない。原案 19 ページの「望ましい土地利用の誘導や都市活動を支える交通体系の整備」において方向性を表現している。
委員	<p>今議論されている問題は、坂戸市、鶴ヶ島市方面に（人や交通などが）流れてしまい、入間川西側は通過点だけになっているという現象を指していると思う。例えば映画を見に行くときも川越市の中心市街地ではなく、若葉ウォークに流れて、人などが吸い上げられてしまっているような現象もあると思う。</p>
委員	<p>地方分権の時代において、国が地方や地域住民の意向を無視して施策を推進しようとする場合に、川越市としては国に対してどのような主張をしていこうとするのか。</p> <p>大分県日田市における競輪専用場外車券売り場の設置問題の際には、日田市が「まちづくり権」を主張していた。公衆衛生、教育、福祉、環境、道路などの快適な生活環境を守る場合に「まちづくり権」を主張するという考え方が出てきている。</p> <p>川越市で日田市のような事例が起きた場合に、例えば“川越市には川越市としてのまちづくりのルールがあるから国の施策は受け入れられない”というような「まちづくり権利」の考え方も含めてどのように対応すべきか伺いたい。</p>

委員

「まちづくり権」は新しい考え方であると思う。大分県日田市がまちづくり権の侵害として提起した「競輪専用場外車券売り場の設置許可の取消訴訟」においては、大分地方裁判所では「まちづくり権」そのものの是非については判断せず、原告適格を欠いているとして却下している。

「まちづくり権」そのものは、憲法上の権利としてまだ確立していないようである。

現在の法体系において自治体がまちづくりをする上で国の干渉がないとは言わないが、「まちづくり権」をふりかざさないと自治体が自主的・自立的なまちづくりができないと考えることはどうかと思う。

委員

地方自治制度においては「補完性の原則」があると思うが、今後の10年を考えるとこの「補完性の原則」も変わってくるのではないか。

委員

現在の地方自治制度においては、「補完性の原則」が認められている。地方自治法においても、基礎的な自治体を市町村とし（広域的、調整的業務を都道府県が担うとし）ている点でも補完性の原則が表れていると思う。

総合計画での理念などにおいて「まちづくり権」に基づくまちづくりを進めるべきであるという表現を盛り込むかどうかということもあると思う。ただ、「まちづくり権」自体は、一般に周知されている概念として捉えられていないと思う。

委員

国が地域の意向を無視してまで施策を推進しようとする場合には何らかの抵抗をしていくという考えも必要ではないか。

委員	<p data-bbox="432 215 1401 331">「まちづくり権」がないと国の施策に反対できないというものではないと思う。</p>
委員	<p data-bbox="432 398 1401 622">ただ闇雲に反対していくのではなく、法律や条例などで「まちづくり権」が権利として確立していれば、それを根拠として国の施策に反対するという主張ができるのかなと思う。今後の地方の問題として考えてほしい。</p>
委員	<p data-bbox="432 689 1401 1093">政策課題においては緊急性や重要性の違いがあると思うが、向こう10年間の重要課題は「行財政改革」であると思う。意見の集約案の4ページの「施策の大綱」には「行財政改革の強力な推進」とあるが、期限の設定や数値目標がなく、抽象的であると思う。また10年後も同じような状況が続いてしまうのではないかという懸念を抱かせる。</p> <p data-bbox="432 1111 1401 1272">非常に難しいテーマではあるが、抽象的な表現ではなく、もっと切り込んだ具体的な記述に切り替えるべきだと思う。</p>
委員	<p data-bbox="432 1346 1401 1630">「施策の大綱」は基本構想に位置付けられており、「強力な行財政改革」について何を行っていくのか、どういう方向で行っていくのかは、基本計画の共通施策で議論していくべきであろうと思う。基本構想ではある程度抽象的な表現でよいと思う。</p>
委員	<p data-bbox="432 1697 1401 1982">「健全で効率的な行財政運営」とあるが、「健全」や「効率的」というのは誰が判断するのか。「効率的」ということで色々なものが切り捨てられていくことはよくないと思う。「健全で効率的な」という表現はこれからの時代には合っていないのではないか。</p>

委員

税収が下がっていく状況の中で健全な財政を確保していくのは自然であると思う。「効率的」であっても弱者を切り捨てるということはあってはならないと思う。しかし事務の執行においては効率性を求めることは当然であると思う。

委員

「意見の集約案」の3ページでは、「審議会の主な意見」として「弱い者いじめにならないような視点をもつ」ということが記述されているものの、「意見の集約(案)」ではこのような部分が見えなくなってしまう、弱者への配慮がどうなるのかという懸念につながると思う。

効率的でない事業であっても、行政として行っていかなければならない場合もあると思う。

基本目標の「簡素で効率的な行財政運営の推進」や「施策の大綱の「行財政改革の強力な推進」という表現の中に弱者にも配慮するような言葉がないと「行財政改革の強力な推進」という言葉が独り歩きしてしまい、そのこと自体が目標となってしまうおそれがある。このような懸念が生じないような歯止めとなる表現がほしい。

委員

生産工場では「効率的なシステムとは何か」という場合には、労働者一人ひとりの生産性をいかに高めるかをいい、人員の削減などにつながっていくと思うが、「簡素で効率的」という言葉は常識的であると思う。事務の執行を効率的にして小さな政府を作ることにもつながると思う。

委員

「小さな政府をつくる」ということは、必要な人に必要なサービスの提供を確保することができなければならない。必要なサービスの提供は行政として実行していかなければならない。

委員

効率化して小さな政府をつくってもサービスの低下にな
っては無意味である。重要なサービスを提供しつつ、な
おかつ効率的な行財政運営が理想的である。

「 答申に向けた意見集約」のうち、基本構想に関する部
分の審議を終了する。議論がある場合には、質問シートを提
出することとする。

「 答申に向けた意見集約（基本計画）」
事務局より『意見の集約案』の基本計画及びその他の部分に
ついて概要説明を行う。

また、「第2章 教育・文化・スポーツ」に関連して矢澤委員
より『小江戸川越国際都市化支援プロジェクト』の取組につい
て説明があった。

【主な意見】

委員

「保健・医療・福祉」に関しては、疾病にかからない「予
防」という考え方も重要であると思う。総合保健センタ
ーでの健診事業を拡大し、生活習慣病の予防や健康維持
など、予防医学的な市の施策が求められている。

市

・原案の68ページにおいて「健康づくりの推進」においては
「市民の健康増進、疾病予防」に言及しているが、生活習慣
病などに関する予防医学の観点からの具体的な記述はない。

委員

老人福祉については医療が必要不可欠であるが、現状では介護と医療が切り離されている。介護と医療の連携を理念として打ち出すべきではないか。

例えば老人保健施設では、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病にかかっている高齢者がほとんどであるが、療養費などにそのような疾病の薬が一切含まれておらず、医療保険を使うことができない。

制度そのものは国の制度であり難しい面はあると思うが、これから到来する高齢社会の中で老人介護においては医療のバックアップが必要になる。このバックアップを具体化するには市や医師会が協力していくことになると思うが、介護と医療の連携という考え方は持つておく必要があると思う。

委員

各市町村での高齢者医療に対する施策に地域差が大きい。また高齢者の健康づくりと介護予防に関する活動も低下しているように思う。元気な高齢者を一人でも増やすような取り組みが求められていると思う。

委員

市民が緊急の場合にはAED（自動体外式除細動器）を使って救命手当を行えるようになったといわれているが、川越市ではどの程度備え付けられているのか。医師等だけに任せるのではなく、市民みんなが救命の知識を持つようなPRなども必要ではないか。

AED（自動体外式除細動器）

酸素を全身へ運ぶ血液の流れを再開させるため、心臓に電気ショックを与えるための機器。従来は医師、看護師、救急救命士などのみに使用が許可されていたが、平成16年7月から一般市民にも使用が認められた。

市

・川越市では、AED（自動体外式除細動器）はほとんど設置されていない。現在は救急隊員等への研修を行っている段階であるが、早急に対応したいと考えている。

委員	<p>市内では救急隊員を対象にA E D（自動体外式除細動器）の研修会を開催し、受講証を発行している。ただ、心肺停止をした人にA E D（自動体外式除細動器）を使用すれば蘇生するというものではなく、きちんとした指導を受け、救命方法をわきまえていないと逆に危険を招くおそれがある。競技場などの公共施設にも備え付けとおく必要があると思う。</p>
市	<p>・川越市総合保健センターでは、A E D（自動体外式除細動器）を1台設置しているが、稼動実績はない。</p>
委員	<p>「意見の集約集」8ページの「第4章 産業・観光」の「地域振興ふれあい拠点施設の整備」では、「埼玉県との円滑な関係に留意する」とあるが、市民の声を聞くという視点の表現も必要なのではないか。</p>
委員	<p>埼玉県では、今年度中に埼玉県のグランドデザインを策定すると発表している。このグランドデザインと川越市の施策との整合性は図られているのか。</p>
委員	<p>川越のまちづくりにおいて水上公園通りはメインの一つであると思うが、この通りにはごみの不法投棄が多い。市民ぐるみでの不法投棄対策を行えないか。通りの照明を明るくするということが不法投棄対策として考えられるが、日照時間が狂うなど農作物への影響も懸念される。</p> <p>また、地球温暖化に対しては、緑化対策とあわせて太陽光発電をさらに推進していく必要があると思う。</p>

委員	<p>自主防災組織では防災訓練を実施しているが、消火訓練で用いた消火器の消化剤の詰め替えには4,000円が、消火器の廃棄には1,000円が必要となる。自主防災組織結成の支援も重要であるが、このような自主防災組織の活動への支援を市として行えないか。</p>
委員	<p>自主防災組織の活動への支援は、実施計画レベルでの対応を求めるとい位置付けとしたらどうか。</p>
委員	<p>共通施策には「電子市役所の推進」とあるが、川越市は歴史や伝統を打ち出しているのであるから、「電子市役所」というネーミングはイメージとして冷たい印象を受ける。電子化の推進は必要ではあるが、「電子市役所」と聞くと歴史、伝統、文化と関係のないような受け取られ方にならないか。</p> <p>・国では世界最先端のIT国家を目指すという施策の中で「電子政府」、「電子自治体」という言葉を使っているが、「電子自治体」というよりは「電子市役所」という表現のほうがなじみやすいと思われるため、このような施策名としている。また、川越の歴史や文化を世界に向けて発信していくという意味でも「電子」という言葉はキーワードとなると思う。</p>
市	
委員	<p>「電子政府」、「電子自治体」という言葉は市民一般にも定着していると思う。</p>
委員	<p>市のホームページを伝統的建造物群保存地区に関する内容が載っていないようであるが、どうなっているのか。市としての関心が低いようにも感じられる。市のホームページを見たときに楽しくなるようなコンテンツ作りを考えてもらいたい。</p>

委員	<p>義務教育を修了し、成人するまでの青少年に対する教育の視点が盛り込まれていないのではないかと。青少年に対しては非行防止のような防犯的な視点に関する施策はあるものの、若い人の教育の視点が希薄であるように思う。総合計画の理念でも「少子高齢化」の「少子」を大事にしていこうとしているのであるから、教育の分野に青少年の教育に関する視点を入れればよいと思う。</p>
委員	<p>委員が「意見の集約案」に青少年の教育に関する案を考えたかどうか。</p>
委員	<p>観光客が多く集まる一番街は、自動車の通行量が非常に多い。観光客数を1,000万人に増やそうとしているのであれば、安心して観光できるよう交通規制に関する構想を検討したかどうか。</p>
市	<p>・交通渋滞の緩和と歩行者の安全を確保するため、交通円滑化方策を第3章において掲げている。</p>
委員	<p>総合計画には、災害時における高齢者対策に関する項目について触れてもらいたい。</p> <p>また、高齢者の事故対策についても触れてもらいたい。県道川越日高線は、バリアフリー工事が終了し、段差がなく非常にきれいに整備されているが、市内の道路は道路には亀裂が生じた箇所など危険な箇所が数多くある。このような危険箇所の点検をお願いしたい。</p>

事務局	<p>(2)その他</p> <p>『答申書の構成について』</p> <p>答申書（案）は、『答申書の構成について』のように、意見の集約案をベースとしてまとめていくことを考えている。9月中旬には答申書（案）を委員あてに送付する予定である。特に意見がある場合には、9月15日（木）までに質問シートを提出することとする。</p> <p>『計画の愛称について』</p> <p>答申書（案）は、『答申書の構成について』のように、意見の集約案をベースとしてまとめていくことを考えている。9月中旬には答申書（案）を委員あてに送付する予定である。9月15日（木）までに配布したシートにて愛称案を提出することとする。</p> <p>『次回の会議日程について』</p> <p>9月29日（木）午後2時から第5委員会室で開催する。</p> <p>『答申書の提出について』、</p> <p>委員全員で10月4日に市長あてに答申書を提出することとする。</p>
副会長	<p>5 副会長あいさつ</p> <p>6 閉会</p> <p>午後4時5分</p>

第14回川越市総合計画審議会委員名簿

1 市内の公共的団体等の代表者			
	氏名	選出母体等	備考
1	石黒 高子（注）	国際ソロプチミスト埼玉	出席
2	犬 竹 庸 二	（社）川越市医師会	出席
3	江 島 喜 一	川越市自治会連合会	出席
4	大 熊 敬	川越市身体障害者福祉会連合会	出席
5	太 田 英一郎	（社）川越青年会議所	出席
6	小 澤 稔 夫	いるま野農業協同組合	出席
7	可 児 一 男	特定非営利活動法人川越蔵の会	出席
8	川 目 宰一郎	川越商工会議所	出席
9	小 瀬 博 之	かわごえ環境ネット	欠席
10	小 林 充	川越市老人クラブ連合会	出席
11	渋 谷 多賀子	川越市交通安全母の会	出席
12	鈴 木 守 人	連合埼玉川越地域協議会	欠席
13	立 原 雅 夫	川越市姉妹都市交流委員会	副会長 出席
14	堀 満	川越市PTA連合会	出席
15	山 岡 俊 彦	川越地方労働組合連絡協議会	出席

2 学識経験者			
16	片野 広隆（注）	市議会議員	欠席
17	倉 嶋 美恵子	市議会議員	出席
18	佐 藤 恵 士	市議会議員	出席
19	菊 地 実	市議会議員	出席
20	松 岡 秀 仁	市議会議員	欠席
21	栗 原 賢 一	市議会議員	出席
22	上 田 成 子	学識経験者（大学教授・女子栄養大学栄養学部）	出席
23	大 橋 豊 彦	学識経験者（大学教授・尚美学園大学総合政策学部）	会長 出席
24	加 古 勉	学識経験者（大学院教授・東邦音楽大学大学院）	欠席
25	渋 井 慶之進	学識経験者	出席
26	馬 場 弘	学識経験者	出席
27	藤 井 みどり	学識経験者	出席
28	松 本 弥 生	学識経験者（弁護士）	欠席
29	矢 澤 則 彦	学識経験者（大学助教授・東京国際大学言語コミュニケーション学部）	出席
30	吉本 國春（注）	学識経験者（大学教授・東洋大学工学部）	欠席

（注）はホームページ上、一部表記できない委員名です。関連情報「ホームページと異なる委員名」をご覧ください。

第14回川越市総合計画審議会 川越市職員出席者名簿

職名	氏名	備考
市長室長	戸口元夫	
総務部長	小高勇	
財政部長	高梨耕治	
市民部長	青木利彦	
保健福祉部長	酒井正代	
環境部長	久都間益美	
経済部長	柴田耕治	
まちづくり部長	小沢行雄	
建設部長	宮崎正美	
経営管理部長	大野英夫	
事業推進部長	仲敏	
生涯学習部長	上野俊夫	
学校教育部長	粟田博	
消防局長	野口昇	
政策企画課長	西川利雄	
行政管理課長	栗原薫	
財政課長	久保田喜久夫	